

制 度 名	茨城県地域自殺対策強化交付金事業費補助金	主管課名	障害福祉課 精神保健 G		
		問合せ先	029-301-3368		
目的・趣旨	地域における自殺対策を強化するため、市町村が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 次に該当する自殺対策のための事業 (1) 対面相談事業 電話・SNS 相談事業 人材養成事業 普及啓発事業 自死遺族支援機能構築事業 計画策定実態調査事業 (2) 若年層対策事業 SNS 地域連携包括支援事業 深夜電話相談強化事業 自殺未遂者支援事業 ゲートキーパー養成事業 災害時自殺対策継続支援事業 (3) 災害時自殺対策事業 ハイリスク地対策事業 自殺未遂者支援・連携体制構築事業 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業 こども・若者の自殺危機対応チーム事業 地域特性重点特化事業					
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（ただし、恒常的な人件費は除く）					
〔補助限度額等〕 予算の範囲内					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 該当事業		1/2	—	1/2	—
(2) 該当事業		2/3	—	1/3	—
(3) 該当事業		10/10	—	—	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 16,720 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 水戸市外 43 市町村			
〔備考〕 交付基準額は、「地域自殺対策強化交付金交付要綱」において厚生労働大臣が必要と認めた額と規定されているが、令和 7 年度からは都道府県ごとに目安額が示されることとなった。(令和 5、6 年度は事業メニューごとに基準額が設定されていた。)					